

合併協議会の協議状況等

平成22年2月1日現在

1 合併協議会事務局の概要

合併協議会の名称	八女地区1市2町2村合併協議会		設置年月日	平成19年11月5日	
構成市町村名	八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村		廃止年月日	平成22年1月31日	
事務局所在地	〒834-8585 福岡県八女市大字本町748番地1		事務局の連絡先	T E L 0943-30-1500 F A X 0943-30-1505	
ホームページアドレス	http://www.city.vame.fukuoka.jp/gappei/gappeitop.html		Eメールアドレス	info@vame-gappei.jp	
会長名	三田村 統之（八女市長）	事務局長名	橋爪 隆幸（八女市）	事務局市町村職員数	7名
合併協議会設置までの経過	平17.9～19.8 八女地区1市2町2村合併研究会で合併調整項目の調整案や新市まちづくり構想を協議 平19.11 法定の合併協議会設置議案を提出し可決				

2 合併協議会の協議状況

協議会の開催日	平成19年12月から平成21年9月までの間に9回の合併協議会が開催された。			
設置している小委員会名	なし			
主な合併協定項目 (市町村議会の議決事項及び合併市町村の条例事項)の協議状況	合併の方式	合併の方式は編入合併とし、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村の区域を八女市の区域に編入するものとする。		
	合併の期日	合併の期日については、平成22年2月1日とする。 ただし、この期日を変更する必要がある場合は、別途協議する。		
	市町村の名称	新市の名称については、「八女市」とする。		
	事務所の位置	新市の事務所の位置については、現八女市役所（八女市大字本町647番地）とする。		
	財産の取扱い	(1) 八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村の財産（土地、建物、債権及び債務等）については、すべて八女市に引き継ぐものとする。 (2) 黒木町黒木財産区有財産、同町豊岡財産区有財産、同町串毛財産区有財産、同町木屋財産区有財産、同町笠原財産区有財産、同町大淵財産区有財産は、各々の財産区有財産として八女市に引き継ぐものとする。ただし、合併の日までに財産区が解散した場合はこの限りでない。		
	議員定数・任期	(1) 議会の議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第8条第2項及び第3項の規定により、八女市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村のそれぞれの区域ごとに選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、八女郡黒木町6人、同郡立花町5人、同郡矢部村1人及び同郡星野村1人とする。 (2) 前号に規定する特例適用期間の報酬等は、八女市の制度に統一する。 (3) 特例適用期間後の八女市議会の議員の定数については、30人以内で合併の日までに調整する。		
	農業委員会委員定数・任期	(1) 農業委員会は、八女市に一つ置くものとする。 (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第11条第1項第2号の規定により、黒木町農業委員会、立花町農業委員会、矢部村農業委員会及び星野村農業委員会のそれぞれの選挙による委員については、各町村においてそれぞれ互選をし、八女郡黒木町11人、同郡立花町8人、同郡矢部村2人及び同郡星野村3人の委員が、八女市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き八女市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 (3) 前号の規定する特例適用期間の報酬等は、現行のとおりとする。 (4) 特例適用期間後の八女市の農業委員会の選挙による委員の定数については、40人以内で合併の日までに調整する。 また、選挙区についても合併の日までに調整する。		
	地方税の取扱い	地方税については、八女市の制度に統一する。 ただし、法人市民税法人税割の税率については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第16条第1項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村については現行税率（100分の12.3）とし、平成25年度から八女市の税率（100分の14.7）に統一する。 また、固定資産税の税率についても、同法同条同項の規定により、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村については現行税率（100分の1.4）とし、平成25年度から八女市の税率（100分の1.6）に統一する。		
	事務組織・機構	現在の黒木町役場、立花町役場、矢部村役場及び星野村役場については、各々の行政区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。 支所の形態、権限及び所掌事務については、新市として一体性・整合性に留意するとともに、地域特性等を考慮して合併の日までに調整する。		
町名・字名の取扱い	(1) 町・字の名称については、八女市は現行のとおりとし、八女郡黒木町、同郡立花町、同郡矢部村及び同郡星野村については、旧自治体名を付し、「八女市黒木町」、「八女市立花町」、「八女市矢部村」及び「八女市星野村」とする。 (2) 八女郡黒木町、同郡立花町及び同郡矢部村については、「大字」の表記を削除した形態とする。 (3) 大字・字の区域については、現行のとおりとする。			
その他（地域審議会）	地域審議会については、設置しないものとする。			
市町村基本計画の概要（計画期間、将来ビジョン、主要プロジェクト、県事業等）	<p>計画期間：合併後10年間 新市の将来都市像（基本理念）： 「自立したまちづくり」 「心とものを大切にするまちづくり」 新市建設の基本目標： (1) 市民参画によるまちづくり (2) 伝統と躍動にあふれた魅力あるまちづくり (3) ゆとりと潤いにあふれた生活空間 (4) 躍動する地域経済の再生 (5) 少子・高齢化に対応した安心して暮らせるまちづくり (6) 創造性豊かな人材を育てるまちづくり (7) 地方分権時代にふさわしい新しい行財政運営の推進</p> <p>県事業：新市と連携しながら、次に掲げる事業の推進に向けて計画的に取り組む。 ①主要幹線道路網の整備 ②交通安全対策事業 ③生活環境基盤の整備 ④農林業基盤の整備</p>			

3 県・国の主な支援策・手続

構想対象市町村の組み合わせ	八女市、黒木町、立花町、矢部村、星野村	
県職員の参画状況	合併協議会アドバイザーとして、市町村支援課合併支援室企画主幹を派遣	
国の財政支援措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置等	
	普通交付税措置（合併補正）	8.2億円
福岡県の財政支援措置	福岡県市町村合併支援特例交付金	
	基本額	4億円
	増加人口加算額	2億円
	合併年度による縮減率	0.6
	小規模団体合併支援額	2億円
	合計	5.6億円
合併手続		
年 月 日	手続内容等	
平成20年3月27日	合併市町村基本計画決定	
平成20年6月30日	合併調印式	
平成20年7月14日	市町村議会最終議決	
平成20年7月14日	廃置分合申請	
—	市制施行協議（県→国）	
—	協議回答（国→県）	
平成20年9月19日	県議会議案提案	
平成20年10月9日	県議会議決	
平成20年10月9日	県知事決定処分	
平成20年11月5日	総務大臣告示	

4 合併市町村に関するデータ

新市職務執行者	
新市長	三田村 統之（八女市長） 任期：平20.11.16～平24.11.15

5 合併関係市町村等に関するデータ

(1) 人口・面積等

市町村名	国勢調査人口			住基人口 平21.3.31	H17国調 高齢化率 (%)	総面積 (平21.10.1) km2	市町村 コード	類 型 (19年度)
	平7.10.1	平12.10.1	平17.10.1					
八女市	八女市	39,818	39,610	38,951	42,261	98.66	402109	I-1
	上陽町	4,508	4,223	3,867				
黒木町		15,691	14,685	13,615	13,065	135.49	405418	III-0
立花町		13,430	12,530	11,662	11,434	86.64	405434	III-0
矢部村		1,942	1,760	1,613	1,600	80.46	405451	I-0
星野村		4,103	3,881	3,554	3,335	81.28	405469	I-0
計		79,492	76,689	73,262	71,695	482.53		

(2) 産業別就業人口（平成17年国勢調査）

市町村名	第1次産業		第2次産業		第3次産業		計	
	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)	(人)	率 (%)		
八女市	八女市	2,154	11.4	5,098	26.9	11,485	60.7	18,920
	上陽町	618	29.3	422	20.0	1,059	50.3	
黒木町		2,368	32.6	1,595	21.9	3,280	45.1	7,271
立花町		2,310	36.4	1,455	22.9	2,576	40.6	6,344
矢部村		373	40.8	151	16.5	388	42.4	915
星野村		578	33.7	320	18.6	814	47.4	1,716
計		8,401	22.5	9,041	24.3	19,602	52.6	37,272

(3) 市町村長、議員の任期等

市町村名	市町村長	市町村議会議員		職員数（平21.4.1）		
	任期	任期	定数	普通会計	公営事業会計	計
八女市	平24.11.15	平23.5.9	18	275	37	312
黒木町	平25.2.15	平23.4.29	12	116	17	133
立花町	平22.4.23	平23.9.30	10	113	8	121
矢部村	平25.10.17	平23.4.30	8	44	2	46
星野村	平23.7.18	平23.6.30	10	60	4	64
計			58	608	68	676

(4) 財政指標

市町村名	標準財政規模 平19決算 (百万円)	経常収支比率 平19決算 (%)	財政力指数 (平17～19)	公債費負担 比率 平19決算 (%)	実質公債費 比率 (3か年平均) (%)	積立金現在高 平19決算 財調等 特定目的 (百万円)	土地開発公社 土地保有高 平20決算 (百万円)	ラスパイレス 指数 (平21.4.1)	
八女市	9,411	92.3	0.51	16.8	15.4	2,267	1,341	1,227	100.8
黒木町	4,274	97.0	0.27	23.1	11.4	1,388	806	0	96.8
立花町	3,268	96.1	0.29	17.0	11.7	1,904	522	-	98.9
矢部村	1,318	100.2	0.14	34.4	16.1	654	706	-	96.6
星野村	1,723	94.7	0.15	26.7	11.6	972	863	-	96.5

(5) 主な広域行政等

市町村名	ごみ処理	し尿処理	火葬場	消防・救急	介護保険	広域計画等	農業水利
八女市	八女西部広域事務組合、◎八女東部広域衛生施設組合（旧上陽町）	八女中部衛生施設事務組合	八女西部広域事務組合	八女地区消防組合	(市単独)	八女・筑後広域市町村圏事務組合	花宗用水組合、山の井用水組合
黒木町	◎八女東部広域衛生施設組合	(町単独)	(町単独)		福岡県介護保険広域連合		花宗用水組合
立花町	八女西部広域事務組合	八女中部衛生施設事務組合	八女西部広域事務組合				
矢部村	◎八女東部広域衛生施設組合	(町単独)	(町単独)				
星野村		(町単独)	(町単独)				

市町村名	退職手当	上水道	病院	公務災害補償
八女市	福岡県市町村退職手当組合	福岡県南広域水道企業団	公立八女総合病院企業団	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
黒木町		福岡県南広域水道企業団		
立花町				
矢部村				
星野村				

◎：合併した場合に解散する一部事務組合等

(6) 公営企業の設置状況

市町村名	上水道	公共下水道	農業集落排水	個別排水処理	簡易水道
八女市	○	○			○
黒木町		○	○	○	○
立花町	○	○			
矢部村					
星野村					○

(7) 地域指定等

市町村名	都市計画区域	過疎地域	辺地	振興山村地域	農村地域工業等導入地区	低開発地域工業開発地区	農業振興地域	伝統的工芸品指定地域
八女市	用途指定	過疎地域とみなされる	○	一部	農工計画策定済	○	○	○
黒木町	用途指定	過疎地域指定	○	一部	農工制度対象	○	○	○
立花町	用途指定		○		農工制度対象		○	○
矢部村		過疎地域指定	○	全域	農工制度対象		○	○
星野村		過疎地域指定	○	全域	農工制度対象		○	○

市町村名	雇用開発促進地域	特定農山村地域
八女市	○	一部
黒木町	○	全域
立花町	○	全域
矢部村	○	全域
星野村	○	全域

(8) 広域圏構想等

市町村名	快適生活圏構想	広域行政圏	保健医療計画(二次医療圏)	高齢者福祉計画	ゴミ処理広域化計画	総合農協(現行)
八女市	筑後南部ゾーンの一部	八女・筑後ふるさと市町村圏内	八女・筑後保健医療圏内	八女・筑後地区保健福祉圏内	八女西部・東部ブロック内	福岡八女
黒木町						
立花町						
矢部村						
星野村						

6 県・国行政管轄区域等

(1) 県の主な行政管轄区域等

市町村名	警察署	県税事務所	保健福祉環境事務所		農林事務所		家畜保健衛生所	県土整備事務所
			(保健所機能)	(福祉事務所機能)	普及指導センター			
八女市	八女警察署(ただし旧上陽町は黒木警察署が所管)	筑後県税事務所(ただし課税については久留米県税事務所が所管)	※南筑後保健所	(市単独)	筑後農林事務所	八女普及指導センター	筑後家畜保健衛生所	八女県土整備事務所
黒木町	黒木警察署							
立花町	八女警察署							
矢部村	黒木警察署							
星野村								

※保健福祉環境事務所内に保健所が設置されている。

(2) 国の主な行政管轄区域等

市町村名	法務局	労働基準監督署	公共職業安定所	社会保険事務所	税務署	市外局番	衆議院小選挙区
八女市	八女支局	八女労働基準監督署	八女公共職業安定所	(久留米年金事務所)	八女税務署	0943	7区
黒木町							
立花町							
矢部村							
星野村							

※平成22年1月1日、社会保険庁の廃止に伴い社会保険事務所は廃止され、業務は日本年金機構の年金事務所に移管されている。